

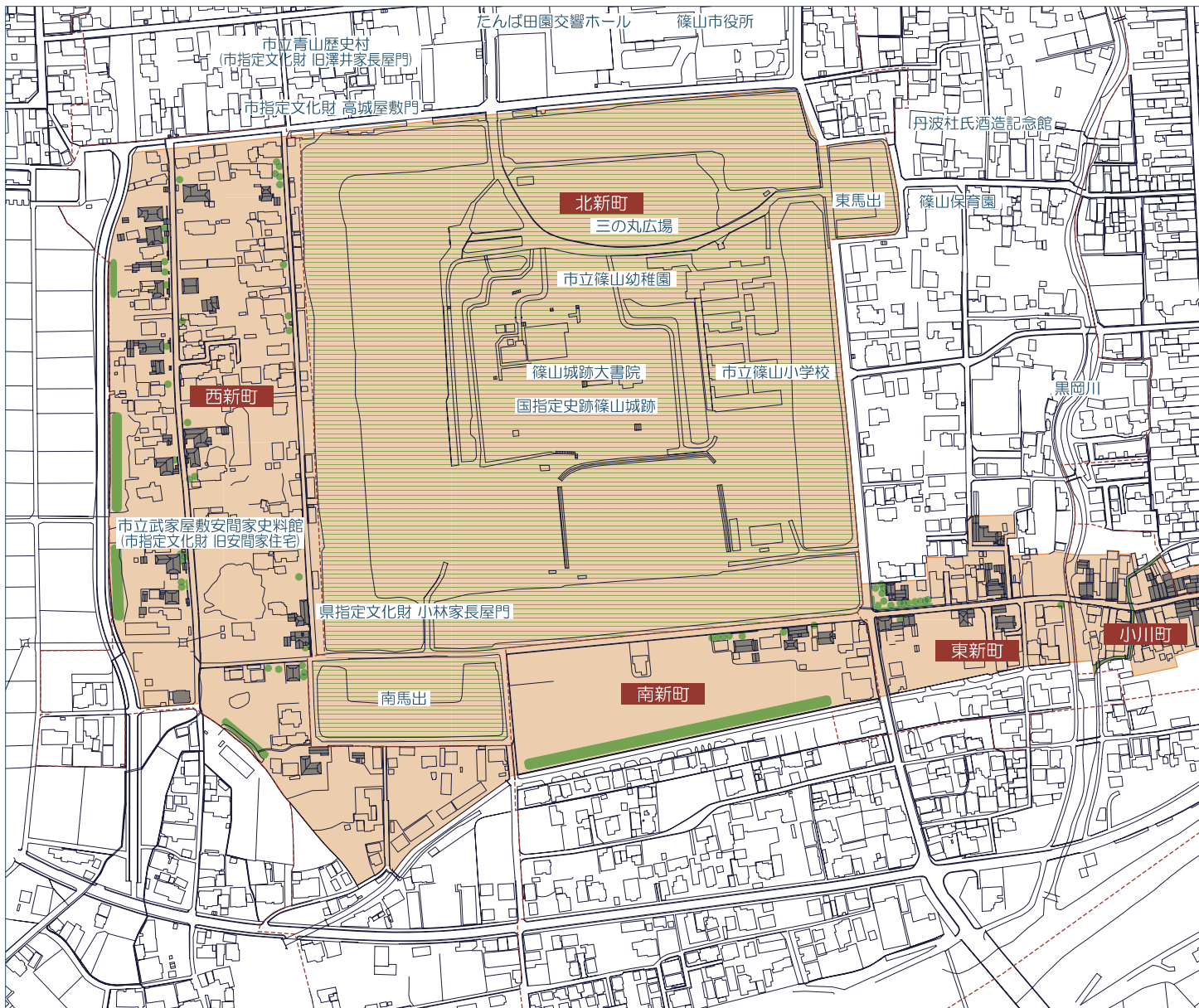
篠山城下町の まちづくり

篠山市篠山伝統的建造物群保存地区 まちづくりマニュアル



図版出典：「春日神社祭礼画帖」

篠山市篠山伝統的建造物群保存地区の基礎知識

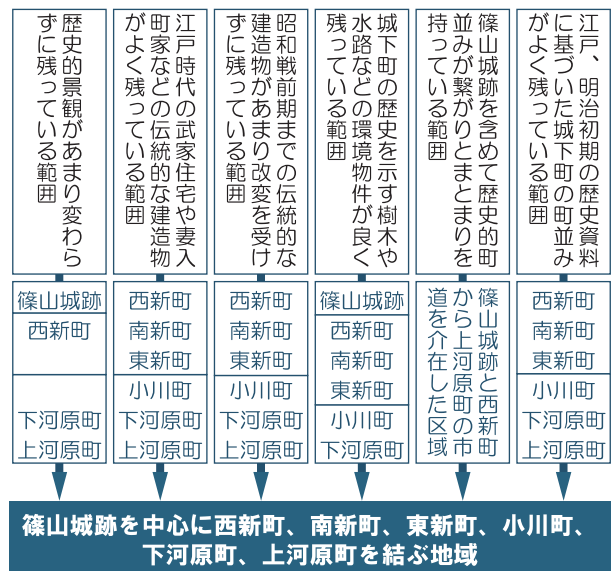


伝統的建造物群保存地区とは…

伝統的建造物群保存地区(伝建地区)とは、町並みを構成している要素を伝統的な建築物だけでなく、門や塀などの工作物を加えた群として捉え、地区指定に際しては、さらに周囲の環境も含めた面的な保存地区として指定するものです。市町村は伝統的建造物群保存対策調査を行い、住民の理解と合意形成に基づき、伝統的建造物群保存地区保存条例の制定、保存地区の決定、保存計画の策定などを行います。そして、国はその中から価値の高いものを重要伝統的建造物群保存地区として選定します。

篠山市では「篠山市篠山伝統的建造物群保存地区」を定め、平成16年12月10日に国から重要伝統的建造物群保存地区として選定されました。今後も継続して、住民と行政が一体となり、まちづくりを推進します。

保存地区範囲設定の考え方





篠山市篠山伝統的建造物群保存地区の範囲と伝統的な景観要素の分布

凡例

- 伝統的建造物群保存地区
- 伝統的な建築物や工作物
- 環境物件
- 環境物件(城跡)
- 大字界

1/5000

※表題の伝統的な景観要素とは特定物件を示すものではない。

重要伝統的建造物群保存地区

伝統的建造物群保存地区の区域の全部又は一部で、我が国にとって価値が高いものとして文部科学大臣が選定したもの

伝統的建造物群保存地区

伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、市町村が都市計画又は条例で定める地区

伝統的建造物群

周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの

伝統的建造物群と一体をなして価値を形成する環境

[特定物件] 環境物件 [復旧]

[特定物件] 伝統的建造物

伝統的建造物群を構成している建築物その他の工作物

建築物 [修理]

工作物 [修理]

← 保存修理を図るべきもの (修理・復旧)

→ 調和を図るべきもの (修景)

伝統的建造物以外の建造物

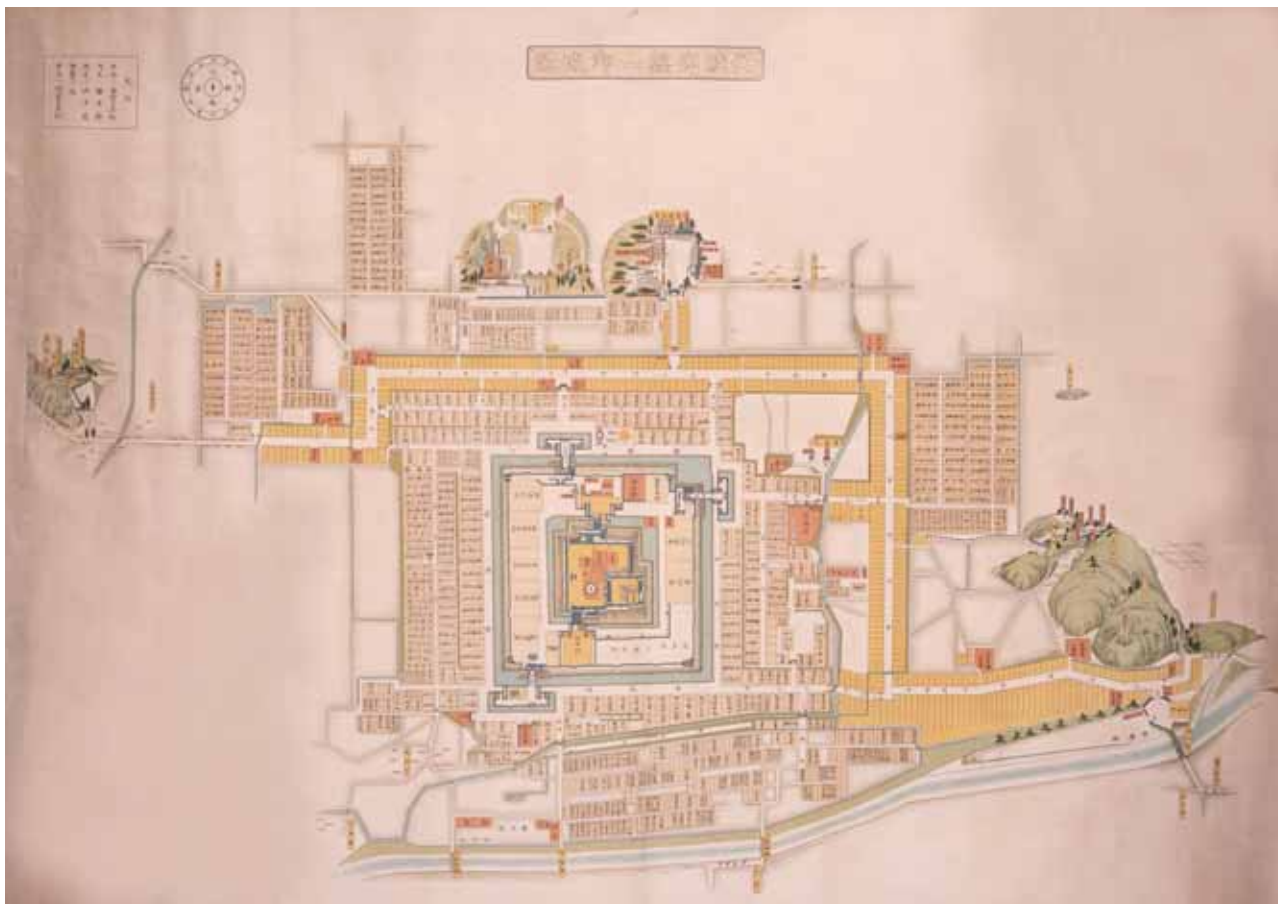
建築物 [修景]

その他の物件 (自然物 土地) [修景]

工作物 [修景]

▽伝統的建造物群保存地区制度（伝建制度）の用語の説明

篠山城下町の歴史



幕末の篠山城下町を描いた絵図 出典:「丹波国篠山御城図」

城下町の成立

篠山城下町誕生の契機である篠山城築城は徳川家康が慶長5（1600）年に関ヶ原の戦いに勝利を収めたことを発端とします。

家康は大坂城と西日本の諸大名たちを分断するために、実子松平（松井）康重を篠山5万石へ移封し、篠山城築城を命じます。

篠山城は慶長14（1609）年に、篠山盆地のほぼ中央にある「笹山」という独立丘陵に、15カ国20の諸大名によって天下普請で築かれます。

この丘陵が選ばれた理由は、西と東を「王地山」「飛ノ山」という同規模の丘陵が挟むとともに、南を篠山川が西流し、防御上有効な地形であったためです。

篠山城下町の整備は、この篠山城築城の翌年慶長15（1610）年から開始されます。

城下町の整備

城下町は城を中心に方格を基調として縄張りされます。

武家町は城内に家老屋敷、現外堀の周縁に家臣屋敷、その外縁に徒士や足軽屋敷と、本丸を重層的に護るよう配置されました。一方、商家町は城下に引き込まれた京街道に沿って、町家や寺院が配置されました。

このような計画的な城下町の建設は、築城からおよそ40年後の正保年間（1644～48）までにはほぼ終了します。

なお、篠山藩には譜代四家が国替えによって次々と移封されています。正保年間までの城下町整備の大半は松井松平家、藤井松平家が藩主を勤める間に行われます。続いて形原松平家、青山家へと移り、青山家が版籍奉還まで藩主を勤めます。



幕末の上二階町 出典:「春日神社祭礼画帖」



戦前の篠山城下町



昭和40年代の西新町



昭和40年代の河原町



現在の篠山城下町

城下町の変遷

明治元（1868）年に篠山藩は終焉し、城下町は武士から商工業者の町へと役割が変化します。また、郡役所、町役場、裁判所、税務署や旧制中学校・女学校といった新しい都市機能が加わることで、行政・教育・経済の中心地として発展します。

明治32（1899）年に阪鶴鉄道（現JR福知山線）が西方に開通、明治41（1908）年に歩兵第70連隊が設置、大正10（1921）年に篠山軽便鉄道が城下町内まで敷設されます。このような経過の中で市街地は拡大し、商店も増加しました。

昭和19（1944）年、国鉄福知山線篠山口駅から支線の国鉄篠山線が敷設され、同時に軽便鉄道が廃線となります。しかし、篠山線も昭和47（1972）年に廃止されます。

鉄道に恵まれなかった城下町は、その反面、日本の各都市に特有の駅前を中核とする市街地開発や無秩序な建築物の乱立といった状況とは無縁でした。

重伝建地区（重要伝統的建造物群保存地区）の選定

昭和50年の伝建制度の創設時から、篠山城下町の町並み保存が重要な課題として提起されました。平成11年の篠山市誕生を契機として、本格的に保存に取り組むことになり、地元6町の自治会長、学識経験者及び行政が検討委員会を発足させ、伝統的建造物群保存対策調査を実施しました。

平成15年5月には地元自治会から地区住民の総意として伝建制度導入の要望書が提出され、これを受け、同年7月に保存条例を制定、平成16年7月には保存地区を都市計画決定し、同時に保存計画を策定しました。そして同年12月、国より重伝建地区に選定されました。

平成17年度から修理・修景事業などに取り組んでいます。事業が進むにつれて、篠山まちなみ保存会、自治会、市民や関係団体等による町並みを活かしたまちづくり活動が活発に行われています。



篠山城下町伝統的建造物群保存問題検討委員会



地元説明会



竹林整備



丹波篠山まちなみアートフェスティバル

篠山城下町の町並みと建築



西新町 御徒士町通りの武家屋敷

武家町の町並み

篠山城の外堀に面する地区は、江戸期において家臣が集住した区域です。武家屋敷の多くは失われていますが、城下町形成期に整備された道路や屋敷の敷地割りがよく残っています。

一方、西新町の御徒士町通りは、徒士が集住した区域で、茅葺の武家屋敷が現在も建ち並び、往時の面影が伺えます。さらに地区内には、明治以降の近代和風住宅も残り、篠山城下町の歴史的景観を特徴付けています。

武家屋敷の敷地内にはカキやクリが植えられ、当時の武家生活を偲ぶ上で重要です。また、城下町形成時に城下と城を防御するために植えられた竹林もよく残っています。これら環境物件は篠山城の高石垣や堀とともに、篠山城下町の歴史的風致を高める役割を果たしています。

武家町の伝統的建造物

武家町の建造物で特徴的に分かれるのが門です。篠山城外堀に面する家臣屋敷の門は長屋門となり、御徒士町通りにおける徒士屋敷の門は棟門となります。

長屋門は入母屋造り平屋建で茅葺屋根または瓦葺屋根となっており、真壁造りで荒土壁仕上げまたは白漆喰仕上げ、腰壁を羽目板張とするのが通有です。なお、塀は道路に面して瓦葺の土塀を設けます。

徒士住宅は茅葺のものは入母屋平入りの平屋建で、直屋と中門建の2種類があり、茅葺建物は真壁造の荒土壁仕上げが一般的です。なお、武家地における瓦葺の主屋のほとんどは近代以降に建てられたもので、白漆喰仕上げの外壁が歴史的風致に調和しています。



西新町の町並み



南新町の町並み



東新町の町並み



河原町の妻入商家

商家町の町並み

篠山城の東南方向の小川町から河原町は町家が建ち並ぶ地区です。城下町に引き込まれた京街道の両側には、瓦葺中二階の妻入町家が数多く建ち並び、近世から近代にかけての商業的発展の様子を伝えています。

なお、敷地は間口は3間前後が最も多く、奥行きは20間以上となっており、このような敷地形状が妻入を多くした1つの要因となっています。また、城下町形成時に防御施設として建てられた真福寺や観音寺、また藩主の菩提寺であった本経寺が位置し、町並みのポイントになっています。

篠山における商業の中核地として栄えた地域ですが、現在は一部に商店が営まれているものの、全体的には住宅地として静かな佇まいを見せています。

商家町の伝統的建造物

敷地における建築物は、通りに面して主屋があり、奥に離れ座敷や土蔵が配されます。敷地の中程には中庭が設けられ、この配置により日照と通風の確保が図られています。

主屋は妻入、中二階建て、棧瓦葺のものが多く、外壁は大壁造りの白漆喰仕上げ、灰中仕上げで、羽目板張の腰板を持つ建物もあります。二階の窓は出格子窓かムシコ窓が一般的です。表構えは、大戸と格子、蔀戸が基調となっていました。

また、築城以来の歴史を持つ寺院が河原町に集まっています。寺院境内の構成は、前面に山門を建て、前庭を経て本堂があり、本堂東側に庫裡と書院が配されます。境内には他に鐘楼、観音堂、弁財天堂などを配する例もあります。



小川町の町並み



下河原町の町並み



上河原町の町並み

まちづくりのルールと助成制度

伝建地区のルール

伝建地区では、伝統的な建築物や町並みを一体的に保存し整備していくために、ルールを決める必要があります。ルールは質の高い本物の伝統的町並みをつくっていくために、住民の方々が交わす約束事と言えます。

申請と許可

保存地区内のすべての建築物等において、その現況を変える行為を行う場合は、あらかじめ市と教育委員会に申請の上、許可を受けて頂く必要があります。ただし、保存地区内であっても、許可をうけることを必要としない場合もあります。

詳しくは教育委員会担当課へ気軽にご相談ください。

申請が必要な場合

- ・ 建物・工作物（門、塀、倉庫、車庫、カーポートなども含みます。）の新築、建て替え、増築、改築、移転、取り壊しなどをする場合。
※特定物件の取り壊しはできません。
- ・ 建物・工作物の修繕（修理）などで外観や色を変える場合。
- ・ 新たに屋外に設備機器を設置する場合。（太陽光パネル、エアコン室外機、テレビアンテナ等）
- ・ 新たに看板などを設置する場合。
- ・ 宅地を造成する場合。
- ・ 木や竹を伐採する場合（間伐や枝打ちなどは申請不要です） など

伝統的建造物（特定物件）

保存地区内の建造物は「伝統的建造物（特定物件）」と「伝統的建造物以外の建造物」の2つに大きく分けられ、許可の基準や助成の内容などの取り扱いが異なります。

また、「伝統的建造物（特定物件）」の決定は所有者の同意を得て行います。保存すべき価値がある歴史的な建造物でも、所有者の同意が得られなければ「伝統的建造物（特定物件）」としては扱われません。

なお、「伝統的建造物以外の建造物」とは保存地区における「伝統的建造物（特定物件）」以外の全ての建物の事を指します。

修理基準・修景基準・許可基準

保存地区において、建築物等を修理したり建替えたりする場合は、町並みの価値を高めるために一定の基準に基づいて行っていただきます。

基準は「修理基準」「修景基準」「許可基準」の3つの基準があります。「修理基準」は伝統的建造物（特定物件）及び環境物件に適用されます。「修景基準」「許可基準」は、伝統的建造物以外の建造物などに適用されます。

「修理基準」「修景基準」は補助の対象となる基準です。「許可基準」は最低限守っていただくルールとして、保存地区内共通の基準となります。

助成制度の概要

保存地区内の建築行為で、その外観を修理基準または修景基準によって整備する場合、「篠山市伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で助成制度が適用されます。

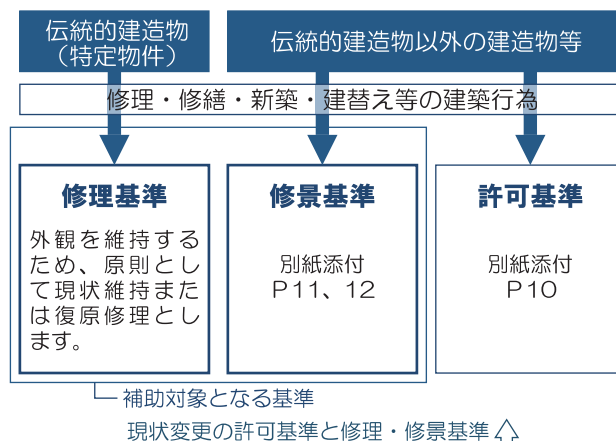
助成の対象は下記の内容で、設計監理経費及び施工経費が該当します。なお、補助事業では、補助金事業の適正化を図るため、設計監理業務と施工業務を分けて行います。

「修理基準」「修景基準」に基づく補助の概要▽

事業の種類	補助対象経費		補助率	補助限度額
伝統的建造物の修理 (特定物件)	建築物 主屋 長屋門 離れ 土蔵 納屋 本堂等	外観を保存計画の修理基準に基づき修理するために要する経費 ※構造耐力上主要な部分の修理及び補強並びに耐震性等防災性能向上に要する経費を含む	8/10以内	800万円
	その他の工作物 門・塀等	保存計画の修理基準に基づき修理するために要する経費	8/10以内	300万円
環境物件の復旧 (特定物件)	樹木 竹藪 生垣	保存計画の修理基準に基づき復旧するために要する経費	8/10以内	50万円
伝統的建造物以外の建造物等の修景	建築物	新築、増築、改築、移転又は修繕、模様替えもしくは色彩の変更で、外観を保存計画の修景基準に基づき修景するために要する経費	6/10以内	600万円
	その他の工作物	保存計画の修景基準に基づき修理するために要する経費	6/10以内	200万円

税の優遇措置として特定物件の家屋にかかる固定資産税は非課税となります。また、市へ固定資産税の減額の特例に関する申請を行い、特例措置が適用されると、特定物件（環境物件は竹藪のみ）の敷地にかかる固定資産税については1/2、その他の土地（課税地目が宅地に限る）については1/5が減額されます。

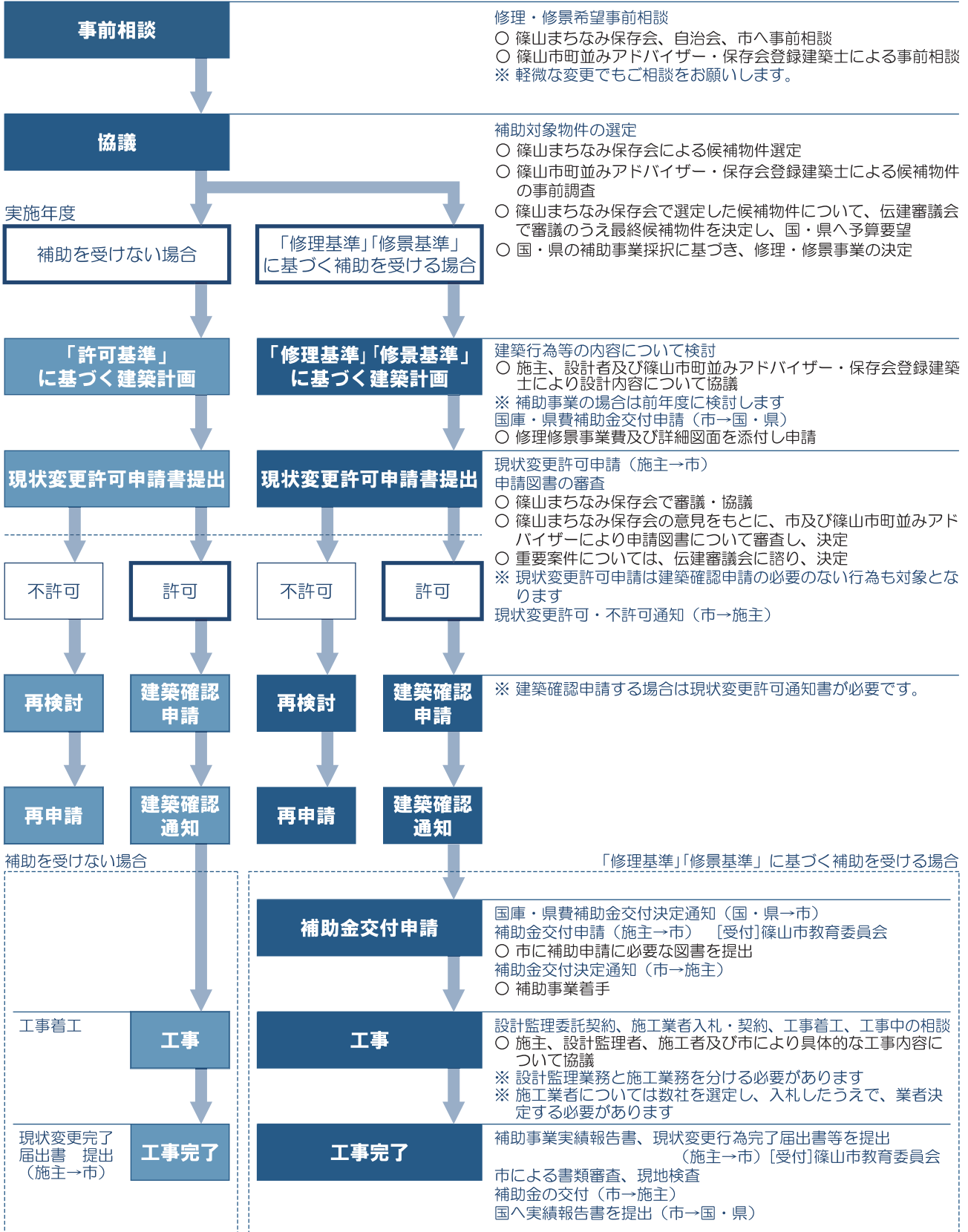
また、相続税関係として、特定物件の家屋とその敷地を個人が相続する際、建物と土地の評価額が30%控除されます。



建物の修理・修繕・新築・建替等の手続き

保存地区内で建築行為等を行う場合は、次のフローチャートによって手続きを行います。

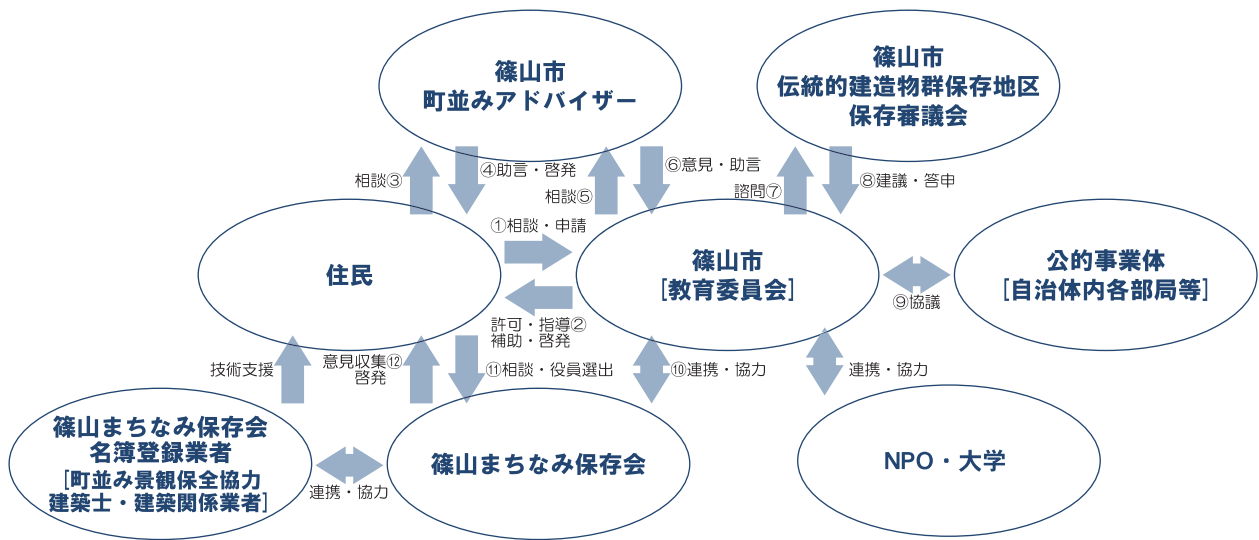
建築行為の数年前



建築行為等における現状変更許可申請等の流れ

※現状変更許可申請書の様式は、市のホームページ（<http://www.city.sasayama.hyogo.jp/pc/group/shakaikoiku/post-3.html>）からダウンロードできます。

まちづくりの推進・支援体制



△ 篠山城下町の町並み保存に関する住民・組織関係図

篠山城下町まちづくり推進体制

[上図の矢印の内容の説明]

①相談・申請

(住民→教育委員会)

○保存地区内の景観に影響を与えるあらゆる建築行為について住民は現状変更許可申請書を提出します。

○現状変更の内容、申請の必要性、変更の方針、補助金の交付条件等について相談します。

②許可・指導・補助・啓発

(教育委員会→住民)

○現状変更について許可・不許可を伝えます。必要な場合は設計変更等について指導します。

○修理・修景に関する図書やマニュアルなどの参考資料を紹介します。

○保存計画に従い、特定物件に選定された建造物等の修理や、その他の物件の修景等に対し、補助金交付要綱の定めるところにより予算の範囲内で補助金を交付します。

○事業説明や広報・PRによって町並み保存に対する住民意識を啓発します。

③相談

(住民→篠山市町並みアドバイザー)

○修理・修景の具体的な工事内容（修理の必要性、設計、工事費概算見積り等）について相談します。

④助言・啓発

(篠山市町並みアドバイザー→住民)

○相談などにより、工事内容について助言します。

○研修会の開催や相談事業を通じて、町並み保存活動を啓発します。

⑤相談

(教育委員会→篠山市町並みアドバイザー)

○保存事業における専門的事項や住民から相談を受けた現状変更内容に対し調査等を依頼、相談します。

⑥意見・助言

(篠山市町並みアドバイザー→教育委員会)

○教育委員会から受けた依頼や相談に対して専門的視点から意見・助言します。

⑦諮問

(教育委員会→保存審議会)

○保存計画からだけでは判断できない高度な事項について諮問します。

⑧建議・答申

(保存審議会→教育委員会)

○教育委員会からの諮問に対し、審議し、建議・答申します。

⑨協議

(教育委員会↔公的事業体)

○地区内で行われる環境整備事業等（公共事業）の内容について事前に協議します。

○空き店舗対策など、商工会等と協力して進めます。

⑩連携・協力

(教育委員会↔篠山まちなみ保存会)

○現状変更行為について協議します。

○修理・修景候補物件の選定について協議します。

○保存地区内のまちづくりについて、相互に協力して進めます。

⑪相談・役員選出

(住民→篠山まちなみ保存会)

○住民にとって最も身近な組織であり、修理・修景等について、住民が相談を行う地域の窓口です。

○住民の中から篠山まちなみ保存会の役員を選出します。

⑫意見収集・啓発

(篠山まちなみ保存会→住民)

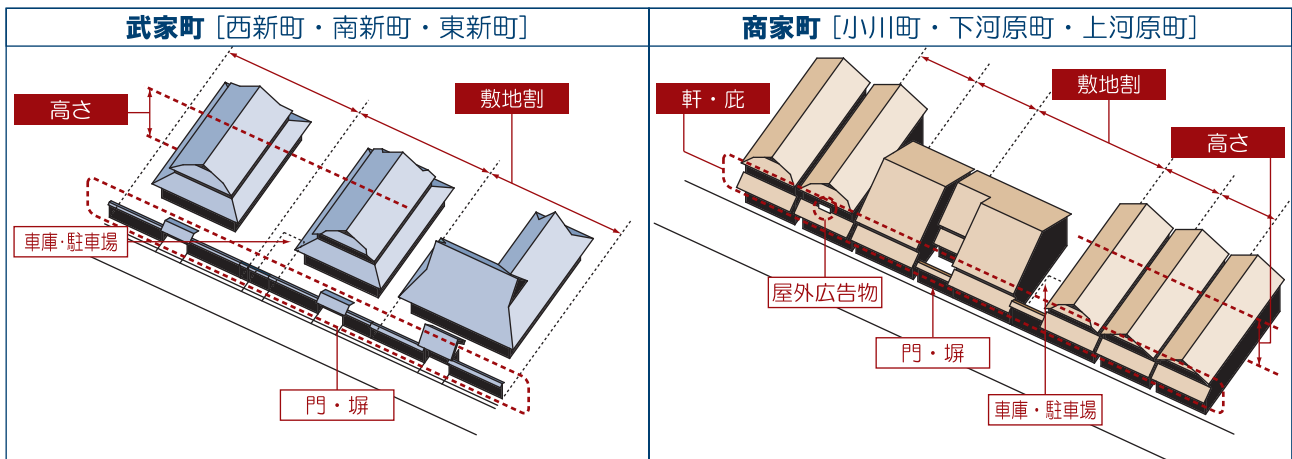
○修理・修景希望の集約や気軽な相談等、住民の意見収集に努めます。

許可基準 (平成22年12月28日付けで変更)

対象保存地区：全地区 (西新町・南新町・東新町・小川町・下河原町・上河原町)

● 建築物

敷地割	・現状維持を原則とする。
位置・規模	・周囲の伝統的建造物と合わせ、伝統的町並みとしての一体性と連続性を損なわないものとする。
高さ	・地上2階建以下を原則とし、屋根高さは周囲の伝統的建造物と調和させる。
構造	・主要構造は、原則として木造とする。ただし、用途等によりやむを得ず他の構造とする場合は、外部意匠を考慮し、伝統的町並みと調和を図る。
屋根	・形態は、原則として伝統的建造物に見られる切妻造り、入母屋造り、寄棟造りのいずれかとする。材料は、原則として伝統的建造物に使用される粘土瓦（いぶし銀又は黒色つや消し）とする。勾配は、原則として伝統的建造物に見られる4寸から5寸とする。
軒・庇	・軒、庇の出、高さは周囲の伝統的建造物に合わせ、伝統的町並みとして調和のとれたものとする。
外壁	・伝統的建造物に見られる自然素材を多く使い、伝統的町並みとしての一体性と連続性を損なわないものとする。やむを得ず金属素材や合成樹脂系素材を用いる場合は、歴史的風致を損なわないような形態・仕上げとする。
建具	・伝統的建造物に見られる自然素材を多く使い、原則として玄関戸は引き戸とする。やむを得ず金属素材や合成樹脂系素材を用いる場合は、歴史的風致を損なわないような形態・仕上げとする。
基礎色彩	・歴史的風致を損なわないものとする。 ・伝統的建造物に見られる無彩色又は自然の素材色を基調とした色彩を原則とし、歴史的風致を損なわないものとする。
設備機器等	・城下町の面影を残す主要な通りから見えないような配置・形状とする。やむを得ず通りに面する場所に設置する場合は、伝統的町並みと調和する材料・仕上げ・着色をした外観上目立たない目隠しを行うなど、歴史的風致を損なわないものとする。



● 工作物

門・塀	・伝統的町並みと調和する位置・規模・材料・仕上げ・着色とし、歴史的風致を損なわないものとする。
屋外広告物	・伝統的町並みと調和する屋外広告物とし、歴史的風致を損なわないものとする。

● その他

車庫・駐車場	・駐車場を設ける場合は、原則として塀や垣等を設けるなどして外部から見えないようにし、歴史的景観を損なわないものとする。また車庫の場合は、建築物の許可基準に従うものとする。
土地の形質の変更	・変更後の状態が歴史的風致を損なわないものとする。空地が生じた場合は、歴史的風致を損なわないよう管理運用を図る。
木竹の伐採・植栽	・伐採・植栽後の状態が歴史的風致を損なわないものとする。
土石類の採取	・採取後の状態が歴史的風致を損なわないものとする。

修景基準

対象保存地区：武家町（西新町・南新町・東新町）

構造

原則として、木造とする。

外壁

外壁は土壁、漆喰、板壁等伝統的材料や自然系材料とし、伝統的町並みに調和したものとす。

建具

建具の位置及び形態は、建築物全体の外観と調和したものとす。通りから望見できる箇所にある建具は原則として木製とする。

基礎

コンクリート面の露出が目立たないようにす。

色彩

無彩色又は自然の素材色を基調とした色彩を原則とし、伝統的町並みに調和したものとす。

敷地割り

現状維持を原則とし、間口を細分化しない。

高さ

地上2階建以下とし、屋根高さは周囲の伝統的建造物と調和させる。

屋根

切妻造り、入母屋造り、寄棟造りのいずれかとする。屋根は日本瓦（いぶし銀又は黒色つや消し）葺き又は銅板葺きとする。屋根勾配は伝統的町並みと調和したものとす。

軒・庇

軒、庇の出、高さは周囲の伝統的建造物に合わせ、伝統的町並みとして調和のとれた連続性を保つものとする。

門

伝統的町並みに調和した瓦もしくは自然材で葺いた小屋根をもち、扉は木製の板戸または格子戸の門とする。規模や高さについては、周囲の伝統的建造物の門と同等とする。

塀

伝統的町並みに調和した屋根付き漆喰塗塀又は板塀又は土塀もしくは垣とし、高さは周囲の伝統的な塀及び垣と調和させる。また塀に扉を設ける場合は、木製の板戸または格子戸とする。



設備機器等

通りから見えないような配置・形状とする。やむを得ず通りに面する場所に設置する場合は、伝統的町並みと調和する材料・仕上げ・着色をした外観上目立たない目隠しを行うものとする。

屋外広告物

掲出数は必要最小限とし、大きさ・位置・色彩等については、周囲の景観に調和したものとす、自家用以外の広告物は設けない。

位置・規模

通りに面する箇所に伝統的町並みと調和した塀、又は垣及び門を原則として設けることができるような壁面位置とし、周囲の伝統的建造物の壁面線に揃えて調和を図るものとする。

対象保存地区：商家町（小川町・下河原町・上河原町）

構造

原則として、木造とする。

基礎

コンクリート面の露出が目立たないようにする。

色彩

無彩色又は自然の素材色を基調とした色彩を原則とし、伝統的町並みに調和したものとする。

塀

伝統的町並みに調和した屋根付き漆喰塗塀又は板塀又は土塀とし、高さは周囲の伝統的な塀と調和させる。また塀に扉を設ける場合は、木製の板戸又は格子戸とする。

門

伝統的町並みに調和した瓦もしくは自然材で葺いた小屋根をもち、扉は木製の板戸または格子戸の門とする。規模や高さについては、周囲の伝統的建造物の門と同等とする。

敷地割り

現状維持を原則とし、間口を細分化しない。

軒・庇

上・下河原町及び小川町の主要な通りに面する建築物の1階と2階の間には必ず瓦庇を設ける。軒、庇の出、高さは周囲の伝統的建造物に合わせ、伝統的町並みとして調和のとれた連続性を保つものとする。

高さ

地上2階建以下とし、屋根高さは周囲の伝統的建造物と調和させる。

屋根

切妻造りまたは入母屋造りとし、周囲の伝統的建造物の特性を考慮して妻入又は平入とする。屋根は日本瓦（いぶし銀又は黒色つや消し）葺きとする。屋根勾配は伝統的町並みと調和したものとする。

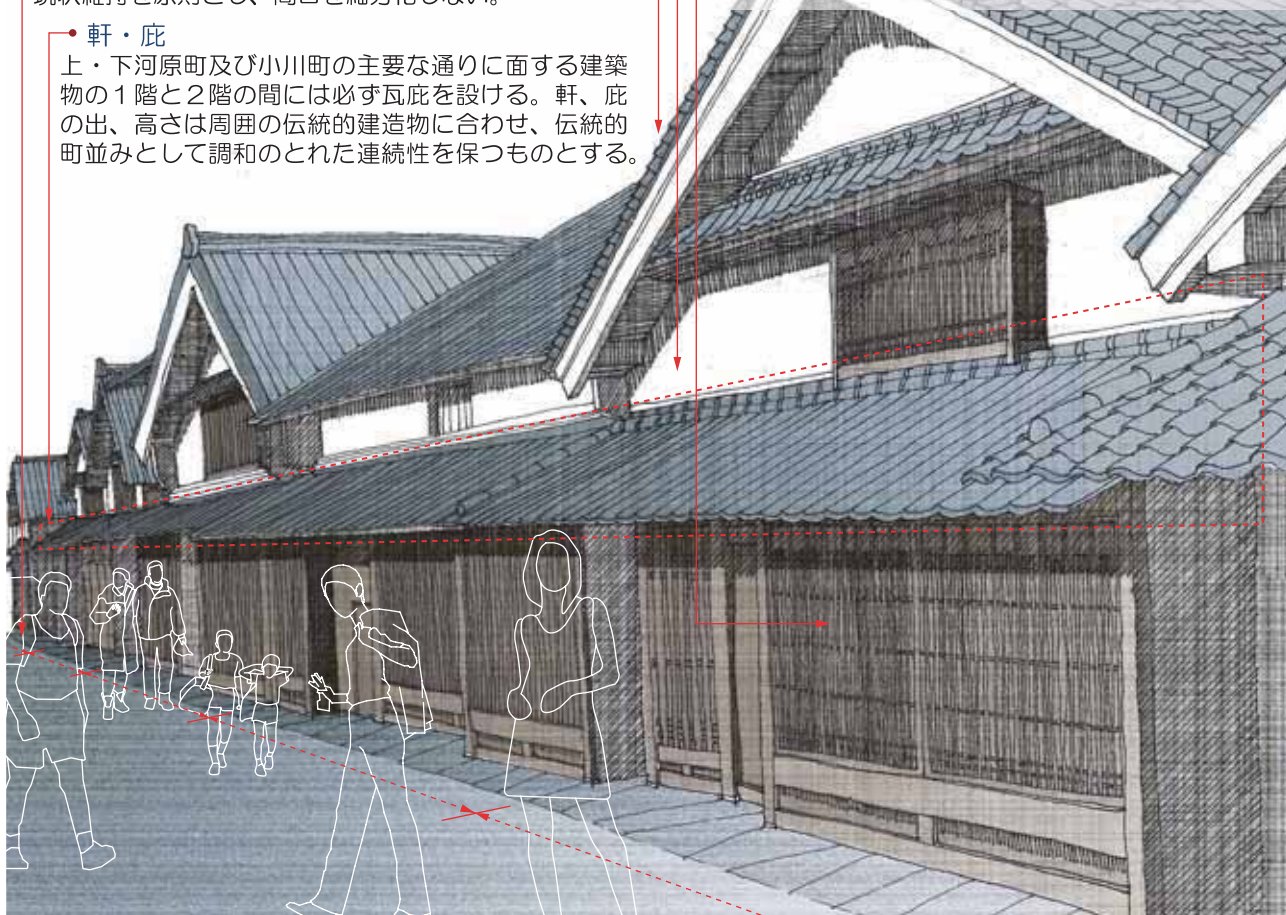
外壁

外壁は土壁、漆喰、板壁等伝統的材料や自然系材料とし、伝統的町並みに調和したものとする。

建具

建具の位置及び形態は、建築物全体の外観と調和したものとする。

通りから望見できる箇所にある建具は原則として木製とし、必要と思われる箇所には格子を設ける。ただしやむをえず金属製とする場合は、金属製建具が目立たないように伝統的な格子をつける。



設備機器等

通りから見えないような配置・形状とする。やむを得ず通りに面する場所に設置する場合は、伝統的町並みと調和する材料・仕上げ・着色をした外観上目立たない目隠しを行うものとする。

屋外広告物

掲出数は必要最小限とし、大きさ・位置・色彩等については、周囲の景観に調和したものとし、自家用以外の広告物は設けない。

位置・規模

上・下河原町及び小川町の主要な通りに面する建築物は、隣家との間をできるだけあけないようにし、通り側の壁面を伝統的町並みの壁面線に揃えて調和を図るものとする。その他の建築物は、伝統的町並みとしての一体性と連続性を損なわないものとする。

伝統意匠・デザイン事例

武家町

茅葺屋根

西新町の御徒土町通りには多くの武家屋敷が残っています。主家の屋根は茅葺で、上からトタンをかぶせた家屋もあります。また、これらの多くは平入で、奥行2〜3間半ほど部屋を突きだし、家屋をL型にした中門形式となっています。なお一般的に、茅葺家屋は荒土壁仕上げとなります。



茅葺



茅葺



茅葺



茅葺



茅葺(トタン)



茅葺(トタン)



茅葺(トタン)



茅葺(トタン)

瓦葺屋根

武家町における瓦葺の家屋は明治以降に建てられたものが多く、一般的に外壁が白漆喰塗りの仕上げとなります。



瓦葺



瓦葺



瓦葺



瓦葺

長屋門

外堀周辺には家臣屋敷の長屋門が数軒現存します。屋根は茅葺・瓦葺等で、外壁は腰板を備えた白漆喰仕上げとなります。



長屋門



長屋門



長屋門



長屋門

門・塀

御徒土町通りの西側では、道路から半間程下げて犬走りを設け、土塀が設置されます。また、家屋は土塀からさらに2間程後退して建てられています。これらは天保年間の大火を教訓とした防火への備えと伝えられています。なお、土塀には棟門が設けられます。



棟門(茅葺)、土塀



棟門(瓦葺)、土塀



棟門(瓦葺)、土塀



棟門(杉皮葺)、土塀



棟門(杉皮葺)、土塀



棟門(瓦葺)



棟門(瓦葺)、土塀



棟門(茅葺)

樹木・竹林

武家屋敷の敷地内には、柿や栗などの実のなる樹木が植えられました。また、武家地には、城下町形成時に城下と城を防御するために植えられた竹林もよく原型を留めています。これらの環境要素は、城下町の歴史的風致を高める役割を果たしています。



カキ



シラカシ



クロマツ



アカマツ



クリ



竹林



竹林



竹林

商家町

屋根

妻入-I型、I'型、II型の家屋は明治期までに建てられていた形式です。妻入-III型は妻入町家の中で最も新しい形式で、大正以降に建てられた家屋です。また、妻入-茅葺は妻入町家の中で最も古い形式と考えられています。なお、平入は年代に関係なく各時代に渡って建てられています。



妻入-I型



妻入-I'型



妻入-II型



妻入-III型



妻入-茅葺



平入



棧瓦葺の屋根

二階意匠

中二階の家屋には出格子窓かムシコ窓が備えられます。出格子窓が設置された部屋は家族等の居室に、ムシコ窓が設置された部屋は物置として使われていました。平入家屋の場合には両方の窓を備えるものが多くなります。また、本二階の窓は建築当初よりガラス窓になっています。



出格子窓



出格子窓



ムシコ窓



ムシコ窓



出格子窓とムシコ窓



出格子窓とムシコ窓



本二階の窓



本二階の窓

一階意匠

表構えは、かつては大戸と格子または部戸により構成されていました。格子は現在でも良く残っており、幅2cm程の材による「細格子」と幅4cm程の材による「荒格子」の2種類があります。篠山の町家では一般的に、大戸を挟んで部屋部分に細格子、土間部分に荒格子が用いられています。



荒格子、大戸、細格子



細格子、格子戸



荒格子、大戸、細格子



荒格子、細格子



ショーウインド、木製ガラス戸



木製ガラス戸



木製ガラス戸



木製ガラス戸

その他

間口の広い家屋では、家屋以外の部分に、家屋の下屋庇の高さに調和した屋根付きの塀が設けられます。



塀



塀



袖壁、鏝絵



うだつ

また、妻入、平入を問わず、袖壁を備える家屋もあります。



土蔵の腰壁



土蔵の腰壁



看板



破風の装飾

条例・要綱・規約等

文化財保護法（抜粋）

昭和25年 5月30日法律第214号

- (この法律の目的)
- 第1条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。
- (文化財の定義)
- 第2条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。
- 1～5 省略
- 6 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）
- (伝統的建造物群保存地区)
- 第142条 この章において「伝統的建造物群保存地区」とは、伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、次条第1項又は第2項の定めるところにより市町村が定める地区をいう。
- (伝統的建造物群保存地区の決定及びその保護)
- 第143条 市町村は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条又は第5条の2の規定により指定された都市計画区域又は準都市計画区域内においては、都市計画に伝統的建造物群保存地区を定めることができる。この場合においては、市町村は、条例で、当該地区の保存のため、政令の定める基準に従い必要な現状変更の規制について定めるほか、その保存のため必要な措置を定めるものとする。
- 2～4 省略
- 5 文化庁長官又は都道府県の教育委員会は、市町村に対し、伝統的建造物群保存地区の保存に関し、必要な指導又は助言をすることができる。
- (重要伝統的建造物群保存地区の選定)
- 第144条 文部科学大臣は、市町村の申出に基づき、伝統的建造物群保存地区の区域の全部又は一部で我が国にとつてその価値が特に高いものを、重要伝統的建造物群保存地区として選定することができる。
- 2 前項の規定による選定は、その旨を官報で告示するとともに、当該申出に係る市町村に通知してする。
- (管理等に関する補助)
- 第146条 国は、重要伝統的建造物群保存地区の保存のための当該地区内における建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧について市町村が行う措置について、その経費の一部を補助することができる。

篠山市伝統的建造物群保存地区保存条例

平成15年 7月 1日 条例第44号
改正 平成17年 3月11日 条例第12号
平成23年 8月19日 条例第19号

- (目的)
- 第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第143条第1項の規定に基づき、本市が都市計画に定める伝統的建造物群保存地区に関し、現状変更の規制、その他保存のための必要な措置を定め、もつて本市の文化的向上に資することを目的とする。
- (用語の定義)
- 第2条 この条例において「伝統的建造物群」とは、法第2条第1項第6号に掲げる「伝統的建造物群」をいう。
- 2 この条例において「伝統的建造物群保存地区」とは、法第142条に規定する「伝統的建造物群保存地区」（以下「保存地区」という。）をいう。
- (保存計画)
- 第3条 篠山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、本市が保存地区を定めたときは、篠山市伝統的建造物群保存地区保存審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて、当該保存地区の保存に関する計画（以下「保存計画」という。）を定めなければならない。
- 2 前項の保存計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 保存地区の保存に関する基本計画に関する事項
- (2) 保存地区内における伝統的建造物群を構成している建築物その他の工作物（以下「伝統的建造物」という。）及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の決定に関する事項
- (3) 保存地区内における建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の保存整備計画に関する事項
- (4) 保存地区内における建築物等及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件に係る助成措置等に関する事項
- (5) 保存地区の保存のため必要な管理施設及び設備並びに環境の整備に関する事項
- 3 教育委員会は、第1項の保存計画を定めたときは、これを告示しなければならない。
- 4 第1項及び前項の規定は、保存計画を変更する場合について準用する。
- (現状変更行為の規制)
- 第4条 保存地区内における次の各号に掲げる行為については、あらかじめ、市長及び教育委員会の許可を受けなければならない。
- (1) 建築物等の新築、増築、改築、移転又は除却
- (2) 建築物等の修繕、模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの
- (3) 宅地の造成その他の土地の形質の変更
- (4) 木竹の伐採
- (5) 土石の類の採取
- (6) 水面の埋め立て

- 2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為に該当する行為で次の各号に掲げるものについては、同項の規定による許可を受けることを要しない。
- (1) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- (2) 次に掲げる工作物（建築物以外の工作物をいう。以下同じ。）の新築、増築、改築、移転又は除却
- ア 仮設の工作物
- イ 水道管、下水道管、井戸その他これらに類する工作物で地下に設けるもの
- (3) 次に掲げる木竹の伐採
- ア 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採
- イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
- ウ 森林病害虫等防除のための木竹の伐採
- エ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
- オ 仮植した木竹の伐採
- (4) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
- ア 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- イ 兵庫県公安委員会が行う道路標識等の設置又は管理に係る行為
- 3 市長及び教育委員会は、第1項の規定による許可を与える場合には、保存地区の保存のため必要な限度において条件を付することができる。
- (許可の基準)
- 第5条 市長及び教育委員会は、前条第1項各号に掲げる行為で次の各号に定める基準（市長にあっては、第8号に定める基準）に適合しないものについては、同条同項の規定による許可をしてはならない。
- (1) 伝統的建造物の増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の伝統的建造物の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- (2) 伝統的建造物の移転（同一保存地区内における当該伝統的建造物の移転を含む。以下この号において同じ。）については、移転後の伝統的建造物の位置及び移転後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- (3) 伝統的建造物の除却については、除却後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- (4) 伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の当該建築物等の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (5) 前号の建築物等の移転については、移転後の当該建築物等の位置及び移転後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (6) 第4号の建築物等の除却については、除却後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (7) 前条第1項第3号から第6号までに掲げる行為については、それらの行為後の地貌その他の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、当該行為後の建築物等又は土地の用途等が当該伝統的建造物群の保存又は当該保存地区の環境の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (国の機関等に関する特別)
- 第6条 国若しくは地方公共団体の機関又は法令の規定により国の行政機関若しくは地方公共団体とみなされた法人（以下「国の機関等」という。）が行う行為については、第4条第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関等は、第4条第1項の許可に係る行為をしようとするときは、あらかじめ、市長及び教育委員会に協議しなければならない。
- (適用の除外等)
- 第7条 次の各号に掲げる行為については、第4条第1項及び前条の規定は適用しない。この場合において、第4条第1項の許可又は前条の協議に係る行為をしようとするときは、あらかじめ、市長及び教育委員会にその旨を通知しなければならない。
- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）による都市計画事業として行う行為
- (2) 都市計画法による国、県若しくは市又は当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為
- (3) 河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川又は同法第100条第1項の規定により指定された河川の改良工事の施行又は管理に係る行為
- (4) 砂防法（明治30年法律第29号）による砂防工事の施行又は砂防設備の管理（同法に規定する事項が準用されるものを含む。）に係る行為
- (5) 地すべり防止法（昭和33年法律第30号）による地すべり防止工事の施行に係る行為
- (6) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）による急傾斜地崩壊防止工事の施行に係る行為
- (7) 道路法（昭和27年法律第180号）による道路の改築（小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）、維持、修繕若しくは災害復旧に係る行為
- (8) 道路運送法（昭和26年法律第183号）による一般自動車道の造設（これらの自動車道とこれらの自動車道以外の道路とを連絡する施設の造設を除く。）又は管理に係る行為
- (9) 自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）によるバスターミナルの設置又は管理に係る行為
- (10) 交通監視塔等道路交通の安全のため必要な施設の設置又は管理に係る行為
- (11) 気象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に

供する設備の設置又は管理に係る行為

- (12) 自然公園法（昭和32年法律第161号）による公園事業又は県立自然公園のこれに相当する事業の執行に係る行為
- (13) 都市公園法（昭和31年法律第79号）による都市公園又は公園施設の設置又は管理に係る行為
- (14) 土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る行為
- (15) 地方公共団体又は農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造の改善に關し必要な事業の施行に係る行為
- (16) 法第27条第1項の規定により指定された重要文化財、法第57条第1項の規定により登録された有形文化財、法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、法第92条第1項に規定する埋蔵文化財又は法第109条第1項の規定により指定され、若しくは法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係る行為
- (17) 郵便差出箱の設置又は管理に係る行為
- (18) 国又は地方公共団体が行う通信業務の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (19) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第4号に規定する電気通信事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (20) 公衆電話施設の設置又は管理に係る行為
- (21) 放送法（昭和25年法律第132号）による有線テレビジョン放送（有線電気通信設備を用いて行われる同法第2条第18号に規定するテレビジョン放送をいう。）の用に供する線路若しくは空中線系（その支持物を含む。）の設置又は管理に係る行為
- (22) 放送法（昭和25年法律第132号）第2条第2号に規定する基幹放送の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (23) 電気事業法（昭和39年法律第170号）による電気事業の用に供する電気工作物の設置（発電の用に供する電気工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為
- (24) ガス事業法（昭和29年法律第51号）によるガス工作物の設置（液化石油ガス以外の原料を主原料とするガスの製造の用に供するガス工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為
- (25) 水道法（昭和32年法律第177号）による水道事業若しくは水道用水供給事業若しくは工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）による工業用水道事業の用に供する施設又は下水道法（昭和33年法律第79号）による下水道の排水管若しくはこれを補充するため設けられるポンプ施設の設置又は管理に係る行為（許可の取消し等）
- 第8条 市長及び教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、保存地区の保存のため必要な限度において、第4条第1項の規定によつてした許可を取り消し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物等の改築、移転又は除却その他違反を是正するため必要な措置を執ることを命ずることができる。
- (1) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した者
- (2) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人（請負工事の下請人を含む。）又は請負契約によらないで自らその工事を行っている者若しくはした者
- (3) 第4条第3項の規定により許可に付した条件に違反している者
- (4) 詐欺その他不正な手段により、第4条第1項の規定による許可を受けた者
- 2 市長及び教育委員会は、前項の規定により、処分をし、又は必要な措置を執ることを命じようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴き、かつ、当該処分又は措置を命ずべき者について聴聞を行わなければならない。
- （損失の補償）
- 第9条 市は、第4条第1項の許可を受けることができなかったことにより、損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償するものとする。
- （経費等の補助）
- 第10条 市は、保存地区内における建築物等及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧について、自ら保存のため適当な措置を行い、又は当該物件の所有者等に対しその経費の一部を補助することができる。
- （審議会の設置等）
- 第11条 教育委員会に審議会を置く。
- 2 審議会は、市長及び教育委員会の諮問に応じ、保存地区の保存等に關する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項について市長及び教育委員会に建議する。
- 3 審議会の組織及び運営について必要な事項は、教育委員会規則で定める。
- （罰則）
- 第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。
- (1) 第4条第1項の規定に違反した者
- (2) 第8条第1項の規定に基づく命令に違反した者
- （両罰規定）
- 第13条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産の管理に關して前条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほかその法人又は人に対しても前条の刑を科する。
- （規則への委任）
- 第14条 この条例の施行に關し必要な事項は、市規則及び教育委員会規則で定める。
- 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- （篠山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に關する条例の一部改正）
- 2 篠山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に關する条例（平成11年篠山市条例第46号）の一部を次のように改正する。
- 〔次のよう〕略
- 附 則（平成17年3月11日条例第12号）
この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 附 則（平成23年8月19日条例第19号）
この条例は、公布の日から施行する。

篠山市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則

平成15年7月8日教委規則第3号

（趣旨）

- 第1条 この規則は、篠山市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成15年篠山市条例第44号。以下「条例」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。
- （現状変更行為の許可申請）
- 第2条 条例第4条第1項の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、現状変更行為許可申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、教育委員会が特に添付することを要しないと認めるものについては、この限りでない。
- (1) 位置図（縮尺2,500分の1以上）
- (2) 配置図（縮尺200分の1以上）
- (3) 現状変更行為に關する設計図（縮尺100分の1以上）及び仕様書
- (4) 現況カラー写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか教育委員会が必要と認める書類（現状変更行為の許可等）
- 第3条 教育委員会は前条の規定による許可の申請があつたときは、速やかに許可の可否を決定しなければならない。
- 2 前項の許可の可否については、条例第5条に規定する許可基準に基づいて行うものとする。
- 3 教育委員会は、条例第4条第1項の許可に係る決定をしたときは、伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為許可・不許可通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。
- （完了の届出等）
- 第4条 条例第4条第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る行為を完了し、又は中止したときは、速やかにその旨を伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為完了・中止届出書（様式第3号）により、教育委員会に届け出なければならない。
- （国の機関等の協議の手續き）
- 第5条 条例第6条の規定により協議をしようとする国の機関等は、伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為協議書（様式第4号）を教育委員会に提出しなければならない。
- 2 第2条第2項の規定は、前項の協議をする場合について準用する。
- （通知の手續き）
- 第6条 条例第7条の規定により通知をしようとする者は、伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為通知書（様式第5号）を教育委員会に提出しなければならない。
- 2 第2条第2項の規定は、前項の通知をする場合において準用する。
- （審議会の組織等）
- 第7条 条例第11条の規定による篠山市伝統的建造物群保存地区保存審議会（以下「審議会」という。）は委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- (1) 学識経験者
- (2) 関係地域を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他教育委員会が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 審議会は、必要があるときは臨時委員を置くことができる。
- 4 臨時委員は、教育委員会が委嘱する。
- 5 臨時委員は、委嘱された特別の理由に關する事項が終了したときは、解嘱するものとする。
- （会長及び副会長）
- 第8条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- （会議）
- 第9条 審議会の会議は、会長が招集する。
- 2 会長は、審議会の会議の議長となる。
- 3 審議会の会議は、委員の半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- （庶務）
- 第10条 審議会の庶務は、教育委員会において処理する。
- （その他）
- 第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。
- 附 則
この規則は、公布の日から施行する。

篠山市伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱

平成16年6月23日教委告示第16号
改正 平成17年3月11日教委告示第5号
平成25年3月19日教委告示第6号

- (目的)
- 第1条 この要綱は、篠山市伝統的建造物群保存地区保存条例(平成15年篠山市条例第44号。以下「条例」という。)第10条の規定による補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。
- (用語の定義)
- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。
- (1) 保存地区 文化財保護法第142条に規定する伝統的建造物群保存地区をいう。
 - (2) 保存計画 条例第3条に規定する保存地区の保存に関する計画をいう。
 - (3) 建築物等 建築基準法第2条第1号に規定する建築物及びその他の工作物をいう。
 - (4) 伝統的建造物 保存計画で伝統的建造物に決定された物件をいう。
 - (5) 環境物件 保存計画で環境物件に決定された物件をいう。
- (補助の対象者)
- 第3条 補助金は、保存地区内の土地又は建築物等若しくは環境物件の所有者等で、保存計画に基づく事業を行うものに対し、毎年度予算の範囲内で交付する。
- (補助対象及び補助金の額等)
- 第4条 補助金の交付の対象となる事業の種類、当該対象となる経費及びこれに対する補助率並びに補助金の額は、別表に定めたとおりとする。
- 2 補助対象経費が10万円以下のものは補助対象としない。
- (補助金の交付申請)
- 第5条 補助金の交付を受けようとするものは、補助金交付申請書(様式第1号)に所定の書類を添付し、定められた期日までに教育委員会に申請しなければならない。
- (補助金の交付決定)
- 第6条 教育委員会は、前条の申請があったときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査を実施し、当該申請にかかる補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者に交付決定を通知するものとする。
- 2 教育委員会は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、当該補助金交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。
- (補助事業の実施)
- 第7条 前条第1項の通知を受けたもの(以下「補助事業者」という。)は、補助事業を同条第1項の通知を受けた後に着手するものとし、同条第2項の条件が付された場合はそれを遵守しなければならない。
- (申請事項の変更等)
- 第8条 補助事業者は、補助金交付申請書に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書(様式第3号)を教育委員会に提出し、教育委員会の承認を受けなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の規定により変更承認にあわせて補助金の変更交付決定を行う場合は、第6条第1項及び第2項の規定に準じ決定を行い、その旨を補助金交付決定変更通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。
- (実績報告)
- 第9条 補助事業者は、当該補助事業が完了したときは、補助事業実績報告書(様式第5号)に所定の書類を添付し、定められた期日までに教育委員会に提出しなければならない。
- (補助金の額の確定)
- 第10条 教育委員会は、前条の実績報告書の提出があったときは、当該報告の内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査を実施し、交付決定内容及び条件等に適合するときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式第6号)により、その額を当該補助事業者に通知するものとする。
- (補助金の交付)
- 第11条 教育委員会は、前条により額の確定を行ったのち、補助事業者から提出される補助金交付請求書(様式第7号)により補助金を交付するものとする。
- (交付決定の取消し)
- 第12条 教育委員会は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の前部又は一部を取り消すことができる。
- (1) この要綱の規定に違反したとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (4) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
- (補助金の返還)
- 第13条 教育委員会は、前条の取消しを決定した場合において、当該取消しにかかわる部分に関し、既に補助金が交付決定されているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。
- (指導及び監査)
- 第14条 教育委員会は、補助事業者の事業実施について適切な指導を行うとともに、必要があると認めるときは、補助金の使途について監査することができる。
- (補助対象の適正管理)
- 第15条 補助の対象となった建築物等並びに環境物件の所有者等は、当該対象物件の適正な管理に努めなければならない。
- (その他)
- 第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、教育委員会が別に定めるものとする。
- 附 則
- この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 附 則(平成25年3月19日教委告示第6号)
- この要綱は、公布の日から施行する。

篠山市町並みアドバイザー設置要綱

平成16年6月23日教委告示第17号

- (設置)
- 第1条 本市が都市計画に定める伝統的建造物群保存地区(以下「保存地区」という。)内において、建築物等の修理・修景を行おうとする者等に対し技術的指導及び助言を専門的立場から行う篠山市町並みアドバイザー(以下「アドバイザー」という。)を設置する。
- (用語の定義)
- 第2条 この要綱における用語は、篠山市伝統的建造物群保存地区保存条例(平成15年篠山市条例第44号。以下「条例」という。)の定めるところによる。
- (所掌事業)
- 第3条 アドバイザーは、次に掲げる事項について、指導及び助言を行う。
- (1) 保存地区内の建築物等に関する修理・修景に関すること
 - (2) 保存地区内の現状変更行為に関すること
 - (3) その他町並み保存及び活用に関すること
- (アドバイザーの利用)
- 第4条 条例第4条第1項の許可を必要とする行為を行おうとする者は、アドバイザーから指導及び助言を受けることができる。
- 2 教育委員会は、町並み保存に先導的役割を果たす上から、保存地区内で事業を行うときは積極的にアドバイザーから意見を聴くものとする。
 - 3 その他教育委員会が必要と認めた場合は、アドバイザーの意見を聴くことができる。
- (相談)
- 第5条 前条第1項に規定する者(以下「相談者」という。)がアドバイザーから指導及び助言を受けようとするときは、条例第4条第1項の許可を受けようとする前にあらかじめ教育委員会に申込みを行うものとする。
- 2 相談者に対する指導及び助言は、担当アドバイザーが行う。ただし、必要があるときは担当アドバイザー以外のアドバイザー又は複数のアドバイザーにより指導及び助言を行うことができる。
 - 3 相談の日時及び場所等は、相談者及びアドバイザーの都合等を調整し、その都度教育委員会が決定する。
- (委嘱)
- 第6条 アドバイザーの定数は3名以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- (1) 兵庫県ヘリテージマネージャー(歴史文化遺産活用推進員)に登録した者のうち、保存地区内の伝統的建造物及び景観保全に関する知識を有し、適切な技術的指導及び助言を行える者
 - (2) その他教育委員会が必要と認める者
- 2 アドバイザーの任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、アドバイザーが欠けた場合の補欠のアドバイザーの任期は、前任者の残任期間とする。
- (審議会等との関係)
- 第7条 アドバイザーが指導及び助言を行うときは、条例第11条に基づき設置された篠山市伝統的建造物群保存地区保存審議会(以下「審議会」という。)の審議経過及び条例第3条に基づき定められた保存計画に基づいて行うものとする。
- 2 教育委員会が必要と認めるときは、アドバイザーは審議会に当該指導及び助言の結果等について報告するものとする。
- (謝金等)
- 第8条 アドバイザーには、予算の範囲内において謝金及び費用弁償を支給することができる。
- (庶務)
- 第9条 アドバイザーに関する庶務は、教育委員会地域文化課において処理する。
- (補則)
- 第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- 附 則
- (施行期日)
- 1 この要綱は、平成16年6月23日から施行する。
 - (アドバイザーの任期の特例)
 - 2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱されたアドバイザーの任期は、第6条第2項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

篠山市篠山伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例

平成17年3月29日条例第24号

- (趣旨)
- 第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第85条の3の規定に基づき、篠山市伝統的建造物群保存地区保存条例(平成15年篠山市条例第44号。以下「保存条例」という。)において定められた現状変更の規制及び保存のための措置を確保するため、篠山市篠山伝統的建造物群保存地区(以下「保存地区」という。)内における法の制限の緩和に関し必要な事項を定めるものとする。
- (用語の定義)
- 第2条 この条例における用語は、法、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)及び保存条例に定めるところによる。
- (屋根の制限の緩和)
- 第3条 別表に掲げる伝統的建造物についての建築、大規模の修繕又は大規模の模様替(以下「建築等」という。)をする場合において、火災時における周囲への延焼及び周囲からの延焼等を抑制するために、安全上及び防火上著しい支障が生じないような措置が講じられていると市長が認めた場合は、法第22条第1項の規定は適用しない。
- (建築面積の敷地面積に対する割合の制限の緩和)
- 第4条 伝統的建造物について建築等をする場合において、建築等を行ったときの当該伝統的建造物の建築面積の敷地面積に対する割合が、施行日における当該伝統的建造物の建築面積の敷地面積に対する割合を超えず、かつ、市長が安全上、防火上支障がないと認めた場合は、法第53条の規定は適用しない。
- (委任)
- 第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

篠山城下町のまちづくり

篠山市篠山伝統的建造物群保存地区 まちづくりマニュアル

- 01 篠山市篠山伝統的建造物群保存地区の基礎知識
- 03 篠山城下町の歴史
- 05 篠山城下町の町並みと建築
- 07 まちづくりのルールと助成制度
- 09 まちづくりの推進・支援体制
- 10 許可基準
- 11 修景基準
- 13 伝統意匠・デザイン事例
- 15 条例・要綱・規約等

篠山市篠山伝統的建造物群保存地区まちづくりマニュアル

篠山城下町の まちづくり

篠山城下町のまちづくり

篠山市篠山伝統的建造物群保存地区まちづくりマニュアル

平成17年3月 第1刷発行
平成25年3月 第2刷発行（改訂）

編集・発行 篠山市教育委員会
〒669-2397 兵庫県篠山市北新町41
TEL (079) 552-5792

編集協力 株式会社 地域計画建築研究所大阪事務所

印刷 株式会社 プリテック